

事後評価調書

I 事業概要											
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））										
地区名	北設楽郡設楽町東納庫字ナガ子										
事業箇所	北設楽郡設楽町東納庫字ナガ子地内										
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 水路工28mを設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。</p>										
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> <tr> <td colspan="2">2百万円</td><td>■工事費</td><td>2百万円</td><td></td></tr> </thead> </table>	事業費		内訳			2百万円		■工事費	2百万円	
事業費		内訳									
2百万円		■工事費	2百万円								
事業期間	採択年度 平成23年度 着工年度 平成24年度 完成年度 平成24年度										
事業内容	水路工28m										
II 評価											
①事業目標の達成状況	<p>1) 主要目標の達成状況</p> <p>【達成状況】 治山施設が整備されたことにより、荒廃山腹斜面が適切に保全され、山地災害の未然防止が図られている。</p> <p>【達成状況に対する評価】 事業目標を達成しており適切である。</p>										
	<p>2) 副次目標の達成状況</p> <p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>										
III 対応方針											
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事後評価の必要性は無い。										
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、今後の改善措置の必要性は無い。										
同種事業に反映すべき事項	本事業は国及び県で定めた従来の設計・積算基準により実施されているため、同種事業に反映すべき事項は特に無い。										